

令和3年1月15日

各位

会社名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03-5208-5211)

ETFの約款変更に関するお知らせ

当社は、下記のETFについて、投資信託約款の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

○ETF名称

1551_JASDAQ-TOP20上場投信
1563_マザーズ・コア上場投信
2555_東証REIT ETF
1679_Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信
1568_TOPIXブル2倍上場投信
1569_TOPIXベア上場投信
1356_TOPIXベア2倍上場投信
1579_日経平均ブル2倍上場投信
1580_日経平均ベア上場投信
1360_日経平均ベア2倍上場投信
2516_東証マザーズETF
1467_JPX日経400ブル2倍上場投信(レバレッジ)
1468_JPX日経400ベア上場投信(インバース)
1469_JPX日経400ベア2倍上場投信(ダブルインバース)
1572_中国H株ブル2倍上場投信
1573_中国H株ベア上場投信
1671_WTI原油価格連動型上場投信(以下、本ETF)

○変更内容およびその理由

株式会社日本証券クリアリング機構が導入するETFの清算制度に対応するため、信託約款の整備として所要の変更を行います。

変更内容の詳細は別紙をご参照ください。

○投資信託約款の変更と書面決議の手続きについて

重大な投資信託約款の変更に該当しないため、書面による決議は行っていません。

○変更の日程について

届出日 : 令和3年1月15日

実施日 : 令和3年1月18日

以上

JASDAQ-TOP20 上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、第 2 条に規定する信託適格有価証券（株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下同じ。）および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。 <u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡または支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 ①～⑧ <略></p> <p>⑨ <u>また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u><新設></u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、第 2 条に規定する信託適格有価証券（株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下同じ。）および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知するものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託にかかる信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。 <u><新設></u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 ①～⑧ <略> <u><新設></u></p>

<p>売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>⑩ <略></p> <p>(交換請求) 第38条 ①～⑤ <略></p> <p>⑥ 第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</p> <p>⑦～⑫ <略></p> <p>(交換の指図等) 第39条 ①～② <略></p> <p>③ 受託者は、前条第5項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第6項に掲げる交換の請求を受けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④～⑦ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>⑨ <略></p> <p>(交換請求) 第38条 ①～⑤ <略></p> <p><新設></p> <p>⑥～⑫ <略></p> <p>(交換の指図等) 第39条 ①～② <略></p> <p>③ 受託者は、前条第5項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。</p> <p>④～⑦ <略></p> <p><新設></p>
---	---

マザーズ・コア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>

<p>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡または支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p>	<p><新設></p>
<p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第11条 受託者は、第2条に規定する信託適格有価証券（株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下同じ。）および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該信託適格有価証券等の委託者への受渡または支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該信託適格有価証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</p>	<p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第11条 受託者は、第2条に規定する信託適格有価証券（株式の個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下同じ。）および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行なわれた旨を通知するものとします。 ② 受託者は、追加信託に係る信託適格有価証券について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。 <新設></p>
<p>（受益権の申込単位および価額） 第12条 ①～⑧ <略> ⑨ また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる信託適格有価証券等の委託者への受渡または支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。 ⑩ <略></p>	<p>（受益権の申込単位および価額） 第12条 ①～⑧<略> <新設></p>
<p>（交換請求） 第38条 ①～⑤ <略> ⑥ 第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。 ⑦～⑭ <略></p>	<p>⑨ <略> （交換請求） 第38条 ①～⑤ <略> <新設> ⑥～⑭ <略></p>

<p>(交換の指図等) 第39条 ①～② <略> ③ 受託者は、前条第5項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第6項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。</u>受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 ④～⑤ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>(交換の指図等) 第39条 ①～② <略> ③ 受託者は、前条第5項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。 ④～⑤ <略></p> <p><新設></p>
--	---

東証REITETF

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる不動産投資信託証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 受託者は、第2条に規定するREIT（REITの個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下同じ。）および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知する</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <新設></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 受託者は、第2条に規定するREIT（REITの個別銘柄時価総額に相当する金額および必要な経費に相当する金額を含みます。以下同じ。）および金銭について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し当初設定が行われた旨を通知する</p>

<p>ものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係る R E I T について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該不動産投資信託証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、当該不動産投資信託証券等についての受入れまたは振替済の通知にかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 ①～⑤ <略></p> <p>⑥ <u>また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる不動産投資信託証券等の委託者への受渡しまたは支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑦ <略></p> <p>(交換請求) 第 38 条 ①～⑤ <略></p> <p>⑥ <u>第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u></p> <p>⑦～⑬ <略></p> <p>(交換の指図等) 第 39 条 ①～② <略></p> <p>③ 受託者は、前条第 5 項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行うものとします。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書の定めるところにより、前条第 6 項に掲げる交換の請求を受付けた販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、同条同項に掲げる手続きにかかわらず、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交</u></p>	<p>ものとします。</p> <p>② 受託者は、追加信託に係る R E I T について受入れまたは振替済の通知を受けた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。 <新設></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 ①～⑤ <略> <新設></p> <p>⑥ <略></p> <p>(交換請求) 第 38 条 ①～⑤ <略> <新設></p> <p>⑥～⑫ <略></p> <p>(交換の指図等) 第 39 条 ①～② <略></p> <p>③ 受託者は、前条第 5 項による交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した場合に、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換不動産投資信託証券に係る振替請求を行うものとします。受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して 5 営業日且以降に、振替機関等の口座に前条第 1 項の交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われず。</p>
--	--

<p>換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して4営業日目以降に、振替機関等の口座に前条第1項の交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。 ④～⑤ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>④～⑤ <略></p> <p><新設></p>
---	--

Simple-X NYダウ・ジョーンズ・インデックス上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。 <u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～② <略> ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <新設></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。 <新設></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～② <略> ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の</p>

<p>記載または記録を行うことができます。</p> <p><u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u></p> <p>④～⑤ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第37条 一部解約金は、第40条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第40条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第40条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第40条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>⑤～⑨ <略></p> <p>付表</p> <p>・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券</p>	<p>記載または記録を行うことができます。</p> <p><新設></p> <p>④～⑤ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第37条 一部解約金は、第40条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、7営業日目から受益者に支払います。</p> <p><新設></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第40条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑨ <略></p> <p><新設></p>
--	---

クリアリング機構とします。	
---------------	--

TOPIXブル2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設され</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u><新設></u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <u><新設></u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <u><新設></u></p>

<p>たこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い） 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。 なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約） 第41条 ①～③<略> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い） 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。 <新設></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約） 第41条 ①～③<略> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 <新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
--	--

TOPIXベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれ</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <新設></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <新設></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <新設></p>

<p>ます。 ④～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い) 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。 <u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 <u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>④～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い) 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。 <新設></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 <新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
--	---

TOPIXベア2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部 _____ は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その</p>

<p>取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。 <u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p> <p>（受益権の申込単位および価額） 第12条 ①～② <略> ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u> ④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い） 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。 <u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定める</u></p>	<p>取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u><新設></u></p> <p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。 <u><新設></u></p> <p>（受益権の申込単位および価額） 第12条 ①～② <略> ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <u><新設></u></p> <p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い） 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。 <u><新設></u></p>
--	--

<p>ところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、<u>受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
--	---

日経平均ブル2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p><新設></p>

<p><u>し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第 11 条 受託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 ①～② <略> ③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u> ④～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い) 第 38 条 一部解約金は、第 41 条第 1 項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。<u>なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 41 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第 41 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の</p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第 11 条 受託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <新設></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 ①～② <略> ③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <新設></p> <p>④～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い) 第 38 条 一部解約金は、第 41 条第 1 項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者に支払います。 <新設></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の</p>
---	--

<p>指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないません。</u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略> ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
---	--

日経平均ベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <新設></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p>

ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 ①～② <略>

③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

④～⑥ <略>

(一部解約金の支払い)

第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

(信託の一部解約)

第41条 ①～③<略>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持

<新設>

(受益権の申込単位および価額)

第12条 ①～② <略>

③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

<新設>

④～⑥ <略>

(一部解約金の支払い)

第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。

<新設>

② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

(信託の一部解約)

第41条 ①～③<略>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持

<p>分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
---	---

日経平均ベア2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p><新設></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p> <p><新設></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p>

<p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p><u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u></p> <p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれ</p>	<p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p><新設></p> <p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</p> <p><新設></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれ</p>
--	---

<p>ます。 <u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行いません。</u> ⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>ます。 <新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
--	---

東証マザーズETF

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合は追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。 <u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～③ <略> ④ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込み</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <新設></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知) 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。 <新設></p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 ①～③ <略> ④ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込み</p>

<p>の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p><u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行われます。</u></p> <p>⑤～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第47条 一部解約金は、第50条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第50条第4項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第50条第5項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第50条 ①～④<略></p> <p>⑤ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行います。</u></p> <p>⑥～⑩ <略></p> <p>付表</p> <p>・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券</p>	<p>の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第47条 一部解約金は、第50条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。</p> <p><新設></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。</p> <p>(信託の一部解約)</p> <p>第50条 ①～④<略></p> <p>⑤ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p><新設></p> <p>⑥～⑩ <略></p> <p><新設></p>
--	---

クリアリング機構とします。	
---------------	--

J P X 日経 4 0 0 ブル 2 倍 上 場 投 信 (レバレッジ)

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第 12 条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。<u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 ①～② <略></p> <p>③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。<u>また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設され</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第 7 条第 1 項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <新設></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <新設></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 ①～② <略></p> <p>③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <新設></p>

<p>たこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</p> <p>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表</p> <p>・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</p> <p><新設></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
--	---

J P X日経400ベア上場投信（インバース）

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 <u><新設></u></p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <u><新設></u></p>
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれ</u></p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <u><新設></u></p>

<p>ます。 ④～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い) 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。 <u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 <u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>④～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い) 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。 <u><新設></u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 <u><新設></u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><u><新設></u></p>
--	--

J P X日経400ベア2倍上場投信（ダブルインバース）

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p>(当初の受益者) 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>

<p>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</p> <p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</p> <p>（受益権の申込単位および価額） 第12条 ①～② <略> ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</p> <p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い） 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第41条第3項に掲げる販売会社が、振</p>	<p><新設></p> <p>（受益権の設定に係る受託者の通知） 第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関に対し当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。</p> <p><新設></p> <p>（受益権の申込単位および価額） 第12条 ①～② <略> ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p><新設></p> <p>④～⑥ <略></p> <p>（一部解約金の支払い） 第38条 一部解約金は、第41条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</p> <p><新設></p>
---	--

<p><u>替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第41条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>(信託の一部解約) 第41条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
---	---

中国H株ブル2倍上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p><u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p><新設></p>

<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <u>ただし、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 ①～② <略></p> <p>③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <u>また、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第 2 条第 27 項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u></p> <p>④～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第 39 条 一部解約金は、第 42 条第 1 項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。 <u>なお、第 6 条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第 42 条第 3 項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第 42 条第 4 項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第 11 条 受託者は、第 2 条第 1 項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。 <u><新設></u></p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第 12 条 ①～② <略></p> <p>③ 第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 <u><新設></u></p> <p>④～⑥ <略></p> <p>(一部解約金の支払い)</p> <p>第 39 条 一部解約金は、第 42 条第 1 項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。 <u><新設></u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p>
--	---

<p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表</p> <p><u>・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p>(信託の一部解約)</p> <p>第42条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
---	---

中国H株ベア上場投信

投資信託約款の変更案

下線部 _____ は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合は追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。<u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p><新設></p> <p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。</p> <p><新設></p>

託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 ①～② <略>

③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社(販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行なわれます。

④～⑥ <略>

(一部解約金の支払い)

第39条 一部解約金は、第42条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第42条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第42条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

(信託の一部解約)

第42条 ①～③<略>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に

(受益権の申込単位および価額)

第12条 ①～② <略>

③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

<新設>

④～⑥ <略>

(一部解約金の支払い)

第39条 一部解約金は、第42条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

<新設>

② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。

(信託の一部解約)

第42条 ①～③<略>

④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に

<p>対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行ないます。</u></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p>付表 ・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p> <p>⑤～⑩ <略></p> <p><新設></p>
---	---

WTI 原油価格連動型上場投信

投資信託約款の変更案

下線部_____は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p><u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下、「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第12条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合は追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p>(当初の受益者)</p> <p>第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権の取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p> <p><新設></p>
<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p><u>ただし、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行なわれた旨を通知するものとします。</u></p>	<p>(受益権の設定に係る受託者の通知)</p> <p>第11条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、委託者へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p><新設></p>
<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のた</p>	<p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 ①～② <略></p> <p>③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時に、またはあらかじめ、自己のた</p>

<p>めに開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p><u>また、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。</u></p> <p>④～⑤ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第39条 一部解約金は、第42条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第42条第3項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第42条第4項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第42条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><u>なお、第6条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者</u></p>	<p>めに開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託会社の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p><新設></p> <p>④～⑤ <略></p> <p>（一部解約金の支払い）</p> <p>第39条 一部解約金は、第42条第1項に規定する一部解約請求日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。</p> <p><新設></p> <p>② 前項に規定する一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。</p> <p>（信託の一部解約）</p> <p>第42条 ①～③<略></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、運用の基本方針に沿った範囲において、当該一部解約に係る受益権の信託財産に対する持分に相当する円貨をもって、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。</p> <p><新設></p>
--	--

<p>への受渡しの債務の負担を清算機関に申し込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消に係る手続きを行いません。</p> <p>⑤～⑧ <略></p> <p>付表</p> <p>・第6条の別に定める清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</p>	<p>⑤～⑧ <略></p> <p><新設></p>
--	--